

第4回江東区外部評価委員会（第3班ヒアリング）
会 議 録

日時：平成22年7月27日（火）19:00～21:00

場所：江東区文化センター6階第3会議室

【会議次第】

- 1．開会
- 2．ヒアリング
 - (1) 施策18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」
 - (2) 施策19「男女共同参画社会の実現」
- 3．閉会

【出席者】

<委員（第3班）>（敬称略・順不同）

木村 乃（班長） 山本 かの子 駒田 千代子

<関係職員>

総務部長（須田雅美） 地域振興部長（菊間恵） 福祉部長（鈴木信幸） 教育委員会
事務局次長（梅田幸司） 総務課長（渡辺広幸） 人権推進課長（新井誠司） 文化観
光課長（杉田幸子） スポーツ振興課長（菊地明子） 障害者支援課長（山岸了） 江
東図書館長（老川和宏） 文化コミュニティ財団管理課長（小倉芳子） 文化センター
管理事務所長（梅村英明） 健康スポーツ公社事務局次長（杉本健一） 健康スポーツ
公社事務局副参事〔スポーツ会館長事務取扱〕（白濱直樹）

<事務局職員>

政策経営部長（大井哲爾） 企画課長（押田文子） 財政課長（大塚善彦） 計画推進
担当課長（小山田健一）

【傍聴者数】 0名

【議事概要】

1. 開会

班長

それでは、定刻になりましたので、これより第4回江東区外部評価委員会、第3班のヒアリング3回目を開会いたします。

本日は区報の取材が入っておりますので、写真撮影についてご了承をいただければと存じます。

2. ヒアリング

(1) 施策18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」

班長

本日の外部評価対象施策は、「施策18：地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」、「施策19：男女共同参画社会の実現」の2施策です。

始めにお手元の資料の確認をお願いします。席上に配布されております「会議次第」に配布資料の一覧がございます。配布資料をご確認いただき、不足がございましたら事務局職員までお願いします。

それでは、関係職員より、施策18を含む当該分野の現況と課題及び今後の方向性について、説明をお願いいたします。

関係職員

それでは、施策18について、ご説明させていただきます。

江東区の生涯学習・スポーツにつきましては、環境整備のため平成4年に生涯学習計画を策定し、それに基づき、また、旧長期基本計画に基づき取り組みを行ってきたところでございます。平成4年の計画につきましては、その重点を施設整備に置き、文化センター、スポーツ施設を整備し、併せて生涯学習事業の体系化を図ってきたところでございます。この計画は平成14年に改訂し、その際に地域を限定した区民スポーツ活動の充実、地域の教育力の再生、学校教育と社会教育の連携・融合という、ソフト面への事業展開へと広がったところでございます。なお、平成14年改訂の計画につきましては平成21年度をもって終了いたしました。

この計画に基づく事業の進捗状況でございますが、施設整備の点で申し上げますと文化学習施設は、江東区文化センターを初め、区民センターを含めて8か所整備してございます。

また、スポーツ施設につきましては、屋内体育館6か所、屋外運動施設は夢の島陸上競技場を初め9施設を整備してございます。

また、図書館は10か所、それに加えこども図書館がございます。

このような施設整備数は、23区の中でもトップレベルにあると考えてございます。

なお、利用状況は4の施策実現に関する指標に記載してあるとおりでございますが、

指標 65 に関連しますが一人当たりの図書館資料貸出数は、約 9.6 冊でございます。

また、こうした生涯学習・スポーツ関連の施設は、現在指定管理者制度を導入しており、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社の財団に施設の管理・運営、各種事業の展開をお願いしているところでございます。

区の直接の事業ではスポーツでいうと主要事業等説明シートにございます、区民スポーツ普及振興事業がございます。こちらは、都民体育大会への選手派遣ですとか、少年スポーツ教室、区民体育大会、江東シーサイドマラソン、こどもスポーツデー、地域の中でスポーツの知識の普及・啓発活動を行います体育指導員に対するさまざまな働きかけなどの取り組みを行っております。

また、図書館におきましては、図書貸し出しを初めとして対面朗読、おはなし会、そして学校へ出向いてのおはなし会を実施しているところでございます。

このように区の長期計画、生涯学習の計画に基づく事業を展開していくほか、国で定めておりますスポーツ振興基本計画に基づく総合型地域スポーツクラブを平成 21 年に立ち上げました。

こうした事業を展開していく中での課題でございますが、だれでも参加できる機会の提供、継続的な活動への支援という視点からは、まず機会の提供とともに、継続的にやっていくための生涯学習・スポーツの基本計画・方針を定める必要があると考えております。

さらに区民の自主的な学習活動、スポーツ活動を継続させるための支援、働きかけが 1 つの課題ととらえております。

また、近年増えております民間のカルチャースクール事業者との差別化を図っていく必要があると考えております。

また、総合型地域スポーツクラブにつきましては、設立後 5 年間は国等の補助金がありますが、その後は地域においてまったくの自主、独立してやっていかなければならないという課題がございます。

5 番目の課題としては、生涯学習の情報拠点となる図書館。この効率的な運営、地域に根ざした読書活動を展開していくことが、課題としてございます。

こうした課題への対応として、生涯学習の基本計画策定に向けた検討資料の収集、区としての考え方の整理に今年度着手していきたいと考えてございます。

また、既に活動されている区民の学習、スポーツ活動つきましても、グループ同士の連携交流を図っていく必要があると考えてございます。特に文化関係の団体については年齢が高齢化していき活動が停滞していくということがございます。そうしたものを新たな視点から再生を図ることが必要だと考えてございます。

そして、自分たちの行っている活動を自分たちの中で止めるのではなく、地域に還元していく。こうした取り組みを行っていきたいと考えてございます。既にリバーガイドなど、一部では地域還元型の事業を展開しているところがありますので、この拡充を図

っていきたいと考えてございます。

また、民間のカルチャースクールとの連携を考えていきたいと考えてございます。例えば、民間のカルチャースクールへの講師の派遣依頼というのがございます。こちらは一部では財団の方で既に対応してございます。

さらに、5年間の時間はありますが、総合型地域スポーツクラブ継続に向けた資金確保の検討に今年度より入っていきたいと考えてございます。

最後に、区民との協働による図書館事業の充実、こうしたものに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

班長

ありがとうございました。それでは「施策 18：地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」について質疑を行います。

委員

よろしくお願いいたします。

施設整備に始まって、ソフト面への事業展開があり、一段落して新しい活動に展開していていると理解しました。管理運営事業とともに改修工事がかなり施策の事業費ではウエイトを占めていますが、当初施設を造ったときから、長期修繕計画にのっとった決まった改修工事をされているのでしょうか。それとも、壊れたから仕方なくしているのですか。施設整備について、どのような方針で工事を行っているのか。必要性、計画の考え方、また、ちょっと細かいことですが工事の仕様決定や発注、入札のあり方について教えてください。

また、新しい取り組みの地域スポーツクラブの活動の目的、内容はどんなものか。2年目に入ったということですが、その成果について教えてください。

関係職員

施設整備、改修、改築は、政策経営部企画課ともすり合わせ、改修計画を立てて行っています。また、文化センターは指定管理者制度により財団が運営しており、施設の本体に関わる躯体などは区が改修しますが、軽微な改修、修繕は、受託した指定管理者が行っています。財源の制約がありますので、危険度や耐用年数を考えながら、改修を行っております。

関係職員

よろしくお願いいたします。

まず、総合型地域スポーツクラブの活動の目的は、誰もがどこでもできるスポーツ、主に体育館、公共施設の間を縫ったところで、いろんな人が参加できる形でニュースポーツ、カローリングなど誰もがあまり経験がないスポーツを題材にして、地域の方が集まって参加しています。

年代はこどもから大人までが対象となっています。参加者は昨年実績では年間 966 人、

その他、地元のマラソンチームとの共催でロードレースをやっていますが、316人の参加がありました。気功、カローリング、卓球、バウンドテニスなどいろんな種目を取り入れてやっております。

成果としては、こどもたちが大人と触れ合うことで、大人が地域のこどもを知ることができるということがあります。

事務局

今、関係職員のほうから指定管理者への委託の関係を含めて小破修理、計画改修についてご説明申し上げましたが、施設改修については、壊れてから改修するのではなく、計画的に行っています。

約10年で冷暖房のオーバーホールなど小規模な設備の改修を行い、約20年を目途に建物の大規模改修を行っています。施設の老朽化を見て、建物の保全という視点も持ちながら、改修の必要性の高いものから計画的に順次行っています。

改修事業が多くなっているのは昭和から平成の始めに建設された建物が多いため、改修事業が多い状況となっております。

委員

よろしくお願いいたします。

国の計画に基づき始めた総合型地域スポーツクラブについて、区民ニーズをどう把握、くみ上げているのか、教えてください。利用者966人は、計画時の人数と比べどうでしょうか。

もう1点は、図書館について、利用率は他の地域と比べてどうでしょうか。

関係職員

地域スポーツクラブについて、ニーズ調査はクラブ設立時に特に行っておりませんが、やりながら参加者の動向、人気のあるなしを見て講座が淘汰されていくのではないかと考えております。これには高くはない講師代で教えてくれる講師がいるかということもございます。

計画と比べ、屋外で行う事業は、天候が悪くできない場合があるのですが、屋内でもやってみたら少なかったという状況があるようでございます。

関係職員

よろしくお願いいたします。

1人あたり年間貸し出し数は23区中では7位、蔵書数は、23区で6位、年間貸し出し数は23区中7位となっております。

委員

ニーズの把握について、もう少し聞かせていただきたいと思います。事前に把握せずに区が募集したものについて人が来るかどうかだと、募集しても人が来なくてできなかった場合もあり、企画して準備のお金をかけて駄目だったということがあるのではないかと思います。それをどう認識されていますか。

関係職員

区の立場としては、地域の取り組みを支援するという立場なので、お金をかけていないので経費面での無駄はありません。地域の方が自主的に運営して企画するのですが、募集しても人数が少ない場合には、講師費用はかかるので、効率が悪いということはあるかと思います。

その際に、効率が悪かった、人が来なかった理由の分析は必要だと思います。地域でやっていることなので、取り組みを見守る立場、助言をする立場と考えておりますが、始めたばかりの21年度は宣伝が、周知がうまくいかなかったことなどがあると思います。

委員

地域ではこども会があり、NPOの取り組みもありますので、その活動と総合型地域スポーツクラブの明確な違いがわかりません。既存の団体があるのに、地域スポーツクラブを作らなくてはならない理由は、また、地域の方はエリアの方に限定されるのですか。設立経緯を教えてください。

関係職員

深川第七中学校区域については、体育指導委員が中心になり始めました。

猿江、毛利、住吉の地域の町会で、スポーツをやっている方々が応援してくださっております。あの地域にはこども会がないと思いますが、こども会があればタイアップするものと考えます。

NPOは広域的な取り組みだと思います。この深川第七中学校区域のクラブは、地域で何か問題が発生したことについても対応できる。例えば、こどもが非行にはしりやすくなってきたことについて、それに対応するクラブのイベントを行い、地域が話し合う核になるなど、発展的な使い方ができると考えております。

高齢者、独居老人が増えてきたことが問題としてあれば、独居老人向けの何かをするなど、普遍的に自由な発想で事業を展開できるところがこの事業のメリットだと思います。

班長

ご質問の説明を分かりやすくするために、総合型地域スポーツクラブは制度名なので、制度の説明をしてください。

関係職員

総合型地域スポーツクラブは、国のスポーツ振興基本計画でうたわれているものでございます。誰もがどこでも気軽にできるスポーツをというコンセプトで始まっております。地域の自主的なクラブというのが本来のあるべき姿でございます。

もとはスポーツとなっておりますが、内容はスポーツに偏らなくてもいいとなっております。

自主的に行われ企画・運営されていくものですので、経済的にも会費を取り、助成金を使いながら運営していきます。

委員

区としての支援は会場を無料で提供したりしていらっしゃるんですか。

関係職員

現在は、都の補助金を受けていますが、その手続きが細かいのでその助言、広報活動の書類作成の支援、また高校の体育館などは区がお願いしたほうが借りやすいため、会場を借りることもあります。区が無料で会場を貸すなどのことはしていません。

委員

参加している子どもたちも、既存の野球、サッカーチームと重複して存在しているということですね。担っている方々についても。それがスポーツ振興基本計画の内容なんですね。

地域を見ても、既に野球、サッカーなど既存のチームに入っているのがほとんどなんですけど、その方々がさらに地域スポーツクラブに属しないと国の地域振興計画を満たすことにはならないのですね。

関係職員

一部はかぶっていますが、ほとんどが子どもから高齢者までを対象にしているので、重複していないのがほとんどだと思います。1年に1回のイベントなどは重複している場合もあります。

班長

総合型地域スポーツクラブというのがどういうものか、委員にうまく伝わっていないと思われそうです。

一つは国レベルの公共財源を地域スポーツにどう還元していくかという時に、その受け皿づくりのためにつくられた制度で、地域に一つでもあることによってそれが還元されていくというものです。

お伺いしたいのは、学習の成果が地域に還元されるということをやっていますが、その理由は何ですか。

関係職員

文化、スポーツに限らず、自分たちの学んだもの、得たものを地域の方と共有していただく、それは、地域にはいろいろな方がいるので、スキルを通じてその人たちを知る、それが地域の活性化につながっていくという考え方です。知識を習得するだけでは、行政を運営していく我々としては意味がないと考えてございます。そのため、その知識を地域に還元していくことを目標としております。

委員

人件費、公共財源を投じて学習機会を提供したのだから、当然それに対して地域に還元するということに納得してもらおうという認識でよろしいですか。

関係職員

私はそう考えております。

委員

団塊の世代の参加意欲に期待をされているようですが、施策における現状と課題にある団塊の世代を地域に活かす仕組みづくりについて、団塊の世代の参加意欲を調査されたことがありますか。

関係職員

手元ですぐにお伝えできる数値がなく申し訳ありませんが、昨年の長期計画策定、またその前の基本構想をつくるに当たって区民アンケートをとっています。その中で団塊世代の数値もとれると記憶しています。

委員

高い数値でしたか。

関係職員

極端に高いという記憶はありません。

委員

いろんなまちの状況をみても、団塊の世代の人たちで地域に貢献したいという人はすごく少ないんです。あるまちでは、貢献したい人は10%で、他は趣味に生きたい人が90%くらいでした。期待するのはいいと思いますが、どうすれば活用できるのかというしくみづくりをしっかりと考えないと目標だけで終わってしまうと思います。

また、指標の63、66の計算方法を教えてください。

関係職員

こちらは区民アンケートの結果が指標になっています。指標63の聞き方は、「あなたは以下のような学習講座や地域の集まりなどに参加していますか」という問いに、生涯学習の例として、趣味（茶道・生け花・書道）や娯楽（囲碁・将棋など）、教養（語学など）や資格等の習得、芸術、文化、スポーツに関する活動や教室、ボランティア活動やNPO活動を挙げています。既に自分たちでやっている人たちよりも、どこかに参加するかという聞き方になっています。

委員

実態数字ではなく、アンケート結果ということですね。

私はスポーツ施設は、区民全体から見ると、利用者の偏りが大きいと考えます。施設の必要性を考える上で、延べ人数ではなく実数把握は重要だと考えます。実人数を名簿ベースで把握されていますか。利用者は人口の何十パーセントを占めているか。

関係職員

問題は感じておりますが、実人数は把握していません。定期で利用されている方については把握しています。

委員

ぜひ、それが必要だと考えます。

コストのかかる民間施設を使っている人との整合性をどう考えていくか整理してほしい

と思います。民間施設が使える所得があっても公共施設を使っている人がいます。一部の人たちへの施設整備になっているという問題意識があると思いますので、応能、応益性を明らかにして欲しい。極端に言えば、これから財政難になれば区民全体から見て利用者がこれだけの施設を税金で維持していくべきかの是非を問うことがあるかもしれない、その議論をするためにも、実人数をぜひ把握してほしいと思います。

委員

現状と課題で説明があった文化に関する基本方針について、今は文化コミュニティ財団が実質的に運営していて、地域でそれぞれ工夫して文化センターの運営にあたっていらっしゃると思いますが、区として策定した基本方針をどうやって文化コミュニティ財団とともにやっていくのか、教えてください。

また、文化施設について、児童会館の劇場を利用していましたが、老朽化により休止となり、東京シティバレエ団が現在使用されていることを聞きました。このように、区の施設でありながら、区民以外のものが長期利用している施設が区内にどれくらいあり、それに関してどのような方針をお持ちなのか教えてください。

関係職員

現在、文化センターの運営については指定管理者制度をとっています。この制度は基本は公募になります。公募にあたり、区の方針を示し、応募事業者からは事業計画あげてもらい、直接ヒアリングを行い、すでに運営している現場に行き確認します。このように選定前に区の方針をしっかりと伝えます。

さらに、指定管理者選定後も、区は指導、調査をして現場に入っていきます。

区の方針と違う運営がされていれば、期間は基本的に5年間ですが、場合によっては何らかの指導、指定停止があります。

事務局

児童会館の劇場、プラネタリウムは施設の老朽化によって休止し、劇場部分は現在、区の芸術振興を担っていてもいる東京シティバレエ団に貸し出しています。

もともと児童劇場は都から移管された施設で非常に立派ですが、今後の活用については検討している状況です。

他には並べて申し上げられるかわかりませんが、今年4月からインド人学校を運営しているNPO法人に中学校の跡地を貸しています。

委員

文化センターの利用、スポーツセンターの利用がともに21年度に下がっている理由は何か原因があるのでしょうか。

関係職員

スポーツセンターについては、改修工事で休館となっている施設があるため利用者が減っています。

関係職員

文化センターについては平成 20 年度に総合区民センターの改修があり、その間その施設を利用できないことから文化センターに利用者が流れて、平成 20 年度の利用者数が上がりました。その影響で改修工事の終わった平成 21 年度の利用者数が減少しております。

委員

利用したいという要望について十分応えているという認識でいいのでしょうか。

関係職員

そこまでは言いきれておりません。

1 日の利用を午前、午後、夜間の時間帯で分けて見ていくと、午前中の利用が少ないので、工夫してご利用いただく対応方針を考えたいと思います。

委員

年間での利用者数の目標、方針はありますか。

関係職員

現在、文化センター関係では 150 万人を超えるくらい、財団で管理運営している施設全体では年間で 270 万人の方にご利用いただいております。今後 5 年後には 300 万人くらいの方に利用してほしいと考えております。

委員

改修計画を考慮した上で、利用者の計画を立てていらっしゃるということですか。

関係職員

そうです。

委員

細かいことですが、文化施設を借りる際の手続きに、仕事を休んでいかなければならないので、何とかならないのでしょうか。改善して欲しいと思います。

関係職員

毎年 11 月に利用者アンケートをとっており、その中でも同様の意見をいただいております。自動抽選について、財団でも職員の P T を立ち上げ検討しています。区とも相談し、次のシステム更新に合わせて導入できないかと考えております。

委員

機器の更新はいつですか。

関係職員

あと 2 年間は現在の機器を使用したいと考えていまして、区のご了解をいただいても平成 25 年以降になってしまうかもしれません。

委員

最後に、一つだけ。

指標について、指標 63、66 について、63 は 21 年度 18.7%、66 は 14.2% になっております。この 14.2% の回答者が 18.7% と同じことが前提で申し上げますが、目標として公費を投じてスポーツ生涯学習をやっていただくのだから、公費によるサポートを受けた

自覚として地域に還元するような活動をしていただきたいという部長の先ほどのご説明で、それは簡潔明快で私も賛同いたしますが、そうであるならば、66の目標値は63と同じ25%にすべきではないでしょうか。

関係職員

現実的なところでこの数値としました。

班長

それでは時間はまだ少しあるようですが、質問はないようですので、「施策18」のヒアリングは以上とさせていただきます。

なお、各委員からは本日のヒアリングとは別に、外部評価シートをご提出いただきますのでよろしく願いいたします。

ご退席される職員の方は、どうぞここでお願いいたします。

時間に余裕がありますので、少し休憩いたします。

(2) 施策19「男女共同参画社会の実現」

班長

続きまして、関係職員より、施策19を含む当該分野の現況と課題及び今後の方向性について、ご説明をお願いいたします。

関係職員

よろしく願いいたします。

それでは、施策19について説明させていただきます。

本事業は、平成16年4月1日施行の江東区男女共同参画条例に基づくものでございます。条例の目的は、その第1条におきまして男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに江東区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとしております。

この条例に基づき、男女共同参画プラン21という部門別計画を策定しておりまして、さまざまな関連事業との連携により、総合的に施策を推進しております。

本日対象となります施策の主要事業ですが、まず、男女共同参画啓発事業がでございます。これは、男女共同参画の基本となる、性別役割分業意識の払拭のため、情報誌を発行し区民の意識啓発を促すものでございます。

目的としては、学校、地域、家庭職場等の様々な活動分野において男女の固定的な性別役割分業意識を解消し、男女平等の社会的コンセンサスを形成することにあります。情報誌は、江東の女性というもので、発行部数は15万4千部。主要6紙の新聞折込により配布を行っております。内容は、暮らしの中の法律、男女の働き方、女性、男性の更年期、男の料理談義、女性に対する暴力をなくす運動、再就職等の支援情報、ワーク・ライフ・バランスに取り組む区内企業の紹介、地域活動グループの紹介などで、法律、

社会制度、就労、保険など時機にかなった特集を組み、男女共同参画にかかる情報提供並びに啓発を行っております。

本事業は、社会のあらゆる場面において男女共同参画を阻むものを区民一人ひとりの意識の中から払拭するための啓発事業であるため、男女が平等だと思える区民の割合の向上を評価指標としております。本事業の課題としては1992年の創刊以来、18年経っておりますが、いまだに認知度が低いことが問題で、2006年10月発行の第25号よりそれまでの冊子からタブロイド版にして発行部数を大幅に増やし、新聞折込による配付に代えましたが、平成21年10月実施の江東区男女共同参画に関する意識調査の結果では、名前を聞いたことがないという回答が74.1%もありました。男女共同参画に係る意識啓発やDV増加に対する防止策の一つとして情報誌による啓発、情報提供は今後も継続すべきものと考えておりますので、興味を引く紙面づくりに区民参画の方法も取り入れて工夫していきたいと考えております。

主要事業の2番目はパルカレッジ事業でございます。これは、資料記載のように男女共同参画に関する基礎知識から地域活動における実践方法までを体系的に学ぶための連続講座で、約6か月に渡り男女各20名づつ、計40名の定員で行いますが、その間に300人定員の公開講座を2回ほど取り入れまして、全14回の講座で構成しております。講座は女性コース、男性コースに分かれておりまして、女性コースでは女性を取り巻く法律の現場、地域の課題と現状、地域へのアプローチの方法、わたしたちの地域力アップ計画などがございます。また、男性コースでは地域活動の形態、地域活動の魅力、団体をつくる手続き、団体運営の注意事項、地域コミュニティの種別、などのタイトルで、講義と討議を行っております。

本講座の修了生にはグループ、団体をつくるなどして、地域に入って男女共同参画の様々な地域活動を活性化させるキーパーソンになってもらうことが目的でございます。

しかし、地域での個別の活動を指標とするのが難しいことから、区の審議会等への女性の参画率の向上を指標として設定しております。本事業の課題としては、修了生の活動が必ずしもその後の活動に結びついていないことがあります。男性の参加が少ない状況もありますので、パルカレッジそのものの企画や情報誌の編集等に参加できる仕組みを行うなど終了後の目に見える活動領域の拡大を図る必要があると考えております。

主要事業の3番目は、男女共同参画相談事業であります。これは、DV被害や対人関係等の女性の悩みと法的な問題に関する相談事業であり、DVホットラインは電話での相談、DV相談及び法律相談は、面接方式で相談を受けております。現在、女性の悩みとDV相談は非常勤の女性専門員が2名でシフトを組んでそれぞれ対応しており、女性のための法律相談は女性弁護士を配置して相談を受けております。この他、母子及び寡婦福祉法、売春防止法等に基づく相談や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法に基づく被害女性の一時保護措置などについては生活支援部保護第一課、第二課で女性の相談員が対応しております。

事業の評価指標は、DV相談件数としておりますが、状況的な指標であり増加傾向を示すことが必ずしもDVの状況の改善を示すとも限らないため目標値は設定せず、その推移を見ていくこととしております。

本事業の課題としては、DV問題の社会的認知度の向上などにより相談件数の増加が顕著であり、それへの適切な対応が課題となっております。現在、男女共同参画審議会におきまして、DV防止法に基づく基本計画を策定中でありますので、ここでの議論をもとに、関係機関との連携強化等による相談支援体制の充実を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

班長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答をいただきますが、私から質問させていただきたいと思います。

言っても詮無いことですが、男女があたりまえに参画している社会が実現されていまずとありますが、この施策の目的は何ですか。

関係職員

わが国では、男女の社会参加の比率のバランスが悪いことがあり、少なくとも男女が同時に社会参加する機会を保障する社会制度をつくるということが目的となっております。

委員

の取り組みは異性に対するとしていますが、説明には女性に対するあらゆる暴力を根絶すると書いてあります。実際に取り組んでいるのは女性に対する対応ということですか。

関係職員

いわゆるDV（ドメスティックバイオレンス）は親族関係の中で行われる暴力行為なんですけれども、圧倒的に被害者は女性が多く、まずは女性に対する暴力の根絶を目標として掲げています。

委員

の取り組みは異性に対するとなっておりますが、実際には女性に対する対策を講じているということによろしいですか。

関係職員

女性のみということではないですが、先ほど申し上げたとおり、圧倒的に被害者は女性が多く、まずは女性に対する暴力の根絶を目標として掲げています。理念そのものは異性（同性の場合もあるが）に対する暴力を根絶するということになります。

委員

犯罪防止ということではないんですか。

関係職員

刑事事件になるような犯罪もあります。ただ、ドメスティックバイオレンスというのは一般的な犯罪ではなくて、家庭内における外から見えにくい犯罪であり、かつそれが男女共同参画社会の大きな障害になっていることから、取り組みとしてあげています。

委員

人権推進課で取り組むよりも、犯罪防止の施策の中で本格的に取り組むべきだという意見は変ですか。

関係職員

実際にまちの安全・安心のための施策はあります。ただ、DVは家庭の中で行われており、今までは夫婦喧嘩の領域でとらえられている部分がありました。しかし、実際にはそこでは障害行為といえる犯罪行為が行われているわけです。これは児童虐待と同じですが家庭の中で行われているため、客観的には非常に見えづらいことがあります。同時に、物理的に力の弱い女性が被害者になりやすいというのがございます。そのため、この人権推進の施策では、DVの根絶を、家庭の中での女性に対する暴力の根絶として目標を掲げております。

委員

既にDV防止法があるので、犯罪防止としての取り組みだと思うが、それをなぜ人権推進課が所管しているのか疑問に思うんです。

関係職員

DV防止法の中で、国、地方公共団体のなすべき役割が決まっています。

その中の区の大きな取り組みとしては啓発活動があります。啓発の趣旨としては、人権侵害の部分が大きくなっていますので、人権推進課が担当しています。他の自治体もそういう例が多くなっております。

委員

他の自治体もそうなっているので、なぜ江東区でもそうなのか聞いています。

関係職員

男女共同参画を阻害する大きな要因の1つとして家庭内におけるDVがあると考えています。

委員

法定義務を執行しているという認識でよろしいでしょうか。

この施策に関して、江東区として特色ある取り組みは特になく、法定義務を粛々として執行する施策という認識で評価した方がよろしいですか。

関係職員

おっしゃるとおりだと思います。

委員

次に、指標の68区の審議会の女性の参画率がありまして、目標値が40になっていますが、なぜ50%にできないのですか。

関係職員

50 が理想の数値だと思いますが、現状が 29.5 となっています。国の目標でも 33.3% と設定していることもございます。現実的に一気に 50% に引き上げるのは難しいと思っており、男女共同参画審議会の条例の定めでも 40 を男女どちらかが割らないことと設定しています。そのため、最低限、4 割を割らないことを目標に設定しております。

委員

私は 50% を超えるというという目標を掲げるのはナンセンスだと考えていますが、江東区の法定義務を執行する上での取り組みを考えると、50 を目標にするのが適切だと考えます。

区の審議会は区長が委嘱しているので、委嘱者の裁量で人を選べるのになぜすぐ割合を上げることができないのですか。

関係職員

審議会には、職域から推薦してもらいいわゆる充て職の委員がいます。充て職の審議会の場合、ポストについているのは男性が多いので、現実的には 50% を超えるのは難しいので、40 が現実的だと考えております。

委員

充て職、要職に女性がついてないということを問題視して、審議会の充て職から外すようなことをしないと、法定義務を執行することにはならないのではないですか。

関係職員

審議会を構成する充て職の中に行政機関があります。国の統計でもありますが、国家公務員、地方公務員それぞれポストにつく女性の割合が非常に少ないというのがございます。啓発活動を行っていく中で女性の社会参画を高めたいですが、現状を考えると実効性のある取り組みは難しいと考えております。

委員

今、行政職員の問題があるということでした。法定義務を執行している行政内部がそれで社会が変わるのでしょうか。

関係職員

社会全体の構成、意識の変化をつくらなければならないので、壮大な目標だと考えております。区としても行政内部でも女性の管理職の増加、参画への取り組みをいろいろしておりますが、それをみても思うようにいかないというのがございます。そのため、控えめな数値となっています。

委員の意見にあるポジティブアクションをやらないと実効性のある取り組みにならないというのはよくわかります。

委員

ワーク・ライフ・バランスが、この施策の中では公的に関与する割合が大きいと考えています。次世代育成計画の適用事業所に江東区役所はなっていると考えますが、男性

の育児休暇取得率はどうなっていますか。

関係職員

一人いるかいないかの状況です。

委員

区が事業としてされていることを前提に申し上げますが、それは計画の履行義務に到達していないということですか。区内の民間事業所と比較しても少ない区が、取り組みの改善を訴えているのが不思議です。

評価に活用したいのでお答えいただきたいと思います。区役所が、施策を推進していく推進主体である、育児休暇取得も、ワーク・ライフ・バランスの重要なポイントです。役所が率先して育児休業を取得していく。取得した人が欠けた際のフォローも手厚くしていく。そうすると、役所ばかりが育児休業を取りやすくなり、他の民間事業所から批判される可能性があります。そのことについてのご見解をお願いします。

関係職員

まさにジレンマのあるところだと思っております。ただ、どこかが率先して推進しなければならないということがあり、制度としては、育児休業制度を取りやすい制度を役所はつくっております。数値として上がらないのは、役所の中でも性別の役割分担意識が依然としてあるからと思われれます。役所が率先して推進して、普及していくことが一つの方法だと考えております。あとは制度をうまく利用して男女参画意識の醸成を図る意識啓発をしていかなければならないと考えております。

委員

ワーク・ライフ・バランスにも法律があり、企業には自らの責任でやるという公的な責任があります。区にはやらせるという権限があると思うんです。それなのに、支援策を検討すると取り組みを明示されていることに違和感があります。どういう支援策なのでしょう。

関係職員

基本的には、個人が育休を取りたいと考えても、それを取れる職場環境がないと実効性が伴わないということがございます。そのため、職場、企業が取り組むことに区が後押しする施策を強化してやっていきたいということで、方向性として記載しました。まず取り組みたいと考えておりますのは、具体的にはワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所を区で認定、表彰し、取り組み内容を区のHPや情報誌で広くPRしていく。このPRにより他の企業に波及していくことを狙いとして行いたいと考えております。

委員

それは啓発になるが、企業への支援策には思えないです。ぜひ、企業規模を考慮しなければならないですが、企業への支援でなく、指導をしてほしいと思います。

委員

よろしく申し上げます。

私は男女共同参画推進センターができたときに画期的なものができたと喜びました。それからずっと活動の内容に興味を持って見させていただいているのですが、現状の施設の内容と利用状況を見ていると、地域の文化センターと変わらないのではないかと伺えます。

啓発活動で発行している江東の女性がほとんど認知されていなかったり、活動がマンネリ化し啓発活動になっていない。一方で社会の状況をみると3組に1組が離婚する世の中で、区の特性、土地柄を考えると男女共同参画推進センターが担う役割は大きいはずですが、実際には啓発活動しかしていないんです。

いろいろな事業をされていますが、DV相談は、相談件数が少ないと思います。広報がされていない状況なのではないか。また、非常勤の専門相談員が2名ということですが、専門相談員の資格、どういう運営をされているかについて教えてください。

パルカレッジの申し込みや参加率はどれくらいでしょうか。その後の活動よりも本来の目的としてあるべき、男女共同参画社会の実現について意識を変えられたかについてどう思われますか。

関係職員

DV相談件数について、相談事業は20年度から始めましたが、それまではDV専用の窓口がなく、DVにより避難したい場合は措置というかたちで保護一課、二課で行っていたという状況がございます。

ただ、近年件数が増え、今までの対応では難しくなり、人権推進課で入り口の相談を受けることになったという経緯があります。20年度は専門相談員1名体制で始めました。1名体制では、面接相談の間は電話相談を受けられないため、我々職員が対応していたというのがございます。開設当初はすべての需要に対応できなかったことがあるかと思えます。

21年度からは2名体制となり、電話相談が飛躍的に伸びているという認識です。

専門相談員の資格は特に設けておりません。設置要綱の中で資格要件を定めておりまして、人格及び社会的信望があり、DV等暴力の被害者の支援に識見を有する方、かつ十分な職務経験を有する方、さらに、大卒または大卒程度と認められる方としており、実際には他の自治体での相談機関でDV相談の実務経験がある方に担っていただいています。

パルカレッジ事業の参加率ですが、平成16年当初は女性対象の事業を行っていましたが、現在は男女を対象とした事業を行っていません。ただ女性の視点、男性の視点、参加しやすい時間帯が違うなど同じ講座で行うことが難しいことがあり、現在は別のコースで行っています。

女性の申し込み状況は、20名定員で20名を超える状況です。男性の申し込み状況は20名定員のところ10名程度の申し込みです。男性に啓発機会を提供することが課題と考

えています。

修了生のその後の活動は、男女共同参画に興味を持って参加される方は意識の高い方が多いと認識しております。終了後に、PTA、自治会、自主的なグループ活動などに参加している方の割合を後追い調査で把握しています。その結果、45～50パーセント弱の方がその後の活動をされています。

委員

関連質問でよろしいでしょうか。

それでは、悩み相談のうち、DVと児童虐待について、緊急に保護が必要な場合には保護一課、二課と連携しているという認識でよろしいでしょうか。また、DVと児童虐待はセットになっていると思いますが、その連携もとられているということによろしいですか。

関係職員

はい。DVと児童虐待が同時に行われていることもございますので、子育て支援課と連携を組みながら対応しております。

委員

パルカレッジの在り方ですが、もともと関心の高い方が参加してきて、地域の担い手になることを期待しているというのが目的になるのですね。男女共同参画についての知識がなく、現状の家庭生活に不満を抱えている方への啓蒙はしないのですか。

関係職員

メインとしては、男女共同参画の視点をもって、社会に参画していただくというのがありますが、基礎的な知識の普及という目的もあります。

委員

私は別の視点からお伺いしたいと思います。

施策を読んでいろいろ考えましたが、すべてにおいて対症療法でしかないのではないかと。それがうまく行っていない気がします。

江東の女性もカラーで、きれいに作っていますが、広告と一緒に読まずに捨てられるのではないかと。また半年に1度でいいのか。読んでもらうための努力をされていないのではないかと考えます。内容はいいのですが、出す努力はしても、時間がない中で読んでもらうための工夫をしていないのではないかと考えます。

パルカレッジについても、興味のある人はそういう講座を受けます。興味のない人、そういう理解がない方がDVの被害者・加害者になるのではないかと考えます。本当に変えていこうと思うなら対症療法でなく啓蒙してほしいと考えます。

重要なのは、こども達へのしつけ、教育だと考えます。そこから考えないと現状は変わらないのではないかと。地域をあげて根本的なところから展開していくという発想はないのでしょうか。

関係職員

本日対象事業として 3 つ挙げていますが、ご指摘のとおり、こどもからの教育は重要と考えており、既に取り入れております。

また、男女共同参画審議会の中でも事務局の取り組みといたしまして、男女混合名簿の作成など個々の取り組みが入っています。

社会的に孤立したかたが相談窓口につながりにくい状況がございます。地域の民生委員の活動や、地域包括支援センターなど福祉の窓口からDVの問題もつながっていくと考えております。さまざまな福祉のネットワークがありますので、連携していきたいと考えてございます。

委員

周知をしっかりとしてほしいと思います。

また、評価測定、こども達への教育で意識がこう変わったとか、起こったことから予防策につなげていくことについての展開はどうお考えですか。

関係職員

さまざまな連携としては例えばDV問題についてワーキンググループを作り、主に福祉部門、実務者レベルの情報交換の場を作っておりまして、具体的な事例について協議を行っております。

委員

具体的にその効果はあがっていますか。

関係職員

ケースカンファレンスとしては具体例がたくさんあります。統計数字としては出していない状況です。

委員

具体例があるならそれを学びにして施策に反映して欲しいと思います。

江東の女性は形を変え形式を変え、継続しています。区民の方の視点も取り入れ、構成を考えるとということですが、これは意識のある人がつくと、意識のない人にはわかりにくくなると思います。専門家を交え読みたくなる紙面づくりをし、配布の方法を考えて欲しい。

真剣に取り組もうと思ったときに即座に対応しなければならないことがあるはずなのに、ちょっとゆったり構えているように見えます。根本的なところから考えてほしいと思います。

委員

DV相談について、相談件数は10倍、100倍の反応があっているのではないかと思います。相談員の方の対応がどうなっているかが気になります。資格はなくても研修体勢をきちんと整えて、相談者にどう寄り添っていくかを見直して、相談体制を整えた方がいいのではないかと思います。認知されていないということもあるかも知れませんが、女性の悩みなら何でもいいのですからもっと区でやれることはありますし、相談件数が

上がればデータとして取得、分類ができるようになります。それを講座の内容に反映していくこともできるのではないかと思います。

せっかく弁護士、専門家と連携しているのだから、しっかり取り組んで欲しいと思います。

班長

私はこの施策だけ最初に質問させていただきました。

啓発は法定事務を執行しているということで、発見、認知、指導、通報は区の実態に応じて行なわなければならないので、その人員、費用がかかってきます。その事業としての取り組みがこの施策から見えてこないことが、両委員からの指摘ではないかと思うんです。

再度確認しますが、この施策は啓発事業という理解でよろしいでしょうか。

関係職員

そういと寂しい気がしますが、DVの被害者に対するの保護の実施責任は都道府県になります。保護については母子及び寡婦福祉法に基づき女性相談員が女性相談所を通じて都道府県の責任で保護することになっております。そういう意味では区が直接対応する施策は少ないと思っています。そのため、啓発、それに加えて相談窓口に力を入れていきたいと思っています。

班長

つまり、都道府県との連携を見ていかないと、取り組み全体がみえてこないということがあろうです。今回の施策評価シートに都道府県の取り組みが触れられていないので、都道府県との役割分担、それを踏まえた区の取り組みをどこかで説明された方が誤解がなくなるのではないかと思います。

委員

他の委員からもありましたが子ども達への人権教育が必要と考えるので、ぜひお願いしたいと思います。

班長

予定していた時間になりましたので、施策19のヒアリングは以上といたします。

なお、各委員からは、本日のヒアリング内容とは別に、評価シートを作成いただき、ご提出いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉会

班長

最後に事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

本日はありがとうございました。事務局から1点ご連絡を申し上げます。

外部評価シートの提出についてでございます。本日中にメールにて外部評価シートの

データを送付させていただきます。

ご提出は、8月3日までをお願いいたします。意見メモもでき次第送付させていただきますので、ご確認の上作成いただきたいと思います。

以上でございます。

班長

それでは以上をもちまして、第4回江東区外部評価委員会、第3班のヒアリング3回目を閉会いたします。

委員の皆様、職員の皆様及び事務局の皆様、本日はありがとうございました。

以上